

第 3 4 回

千葉県屋外広告物審議会

議 事 録

日 時 平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日 (金)
午後 2 時から午後 2 時 5 7 分
場 所 プラザ菜の花 4 階会議室羽衣

第34回千葉県屋外広告物審議会議事録

1 日 時 平成21年11月20日(金)午後2時から午後2時57分

2 場 所 プラザ菜の花4階会議室羽衣

3 出席者

(1) 審議会委員 7名(委員総数9名)

氏 名	摘 要
北 原 理 雄	千葉大学教授(大学院工学研究科)
篠 原 聡 子	日本女子大学准教授(家政学部)
沼 澤 説 子	千葉県消費者団体連絡協議会(監査役)
前 田 陽 一	関東地方整備局(千葉国道事務所長) 代理出席 上野
坂 口 富 康	千葉県警察本部(生活安全部長) 代理出席 横山
鴨 藤 和 彦	千葉広告協会(事務局長)(株)電通東日本千葉支社長)
岩 木 健 一	千葉県屋外広告美術協同組合(副理事長)

(2) 事務局

【県土整備部】

黒澤まちづくり担当部長

(公園緑地課)

白井公園緑地課長、岡本副技監(兼)景観づくり推進室長、渡辺副課長、
仁多副主幹、式田副主幹、佐久名主査、小松主査

(オブザーバ)

成田市公園緑地課 青木主幹、米田主査

印旛村都市建設課 藤井主事

(3) 傍聴者 な し

4 議 案

議案第1号	成田新高速鉄道の一部区間における禁止地域等の指定について(諮問)	原案可決
議案第2号	成田新高速鉄道の一部区間における景観保全型広告整備地区の指定について(諮問)	原案可決
議案第3号	景観保全型広告整備地区における広告物等の表示及び設置に関する基本方針の策定について(諮問)	原案可決

5 議事の記録

1 開 会

司 会 ただ今から、第34回「千葉県屋外広告物審議会」を開催いたします。
本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます
います。

本日、会議の冒頭から報道機関の取材が入りますので、委員の皆様におか
れましては御了承をお願いいたします。

初めに、お手元の配布資料の確認をさせていただきます。

本日、委員の皆様にお配りしてあります資料は、「会議資料一
覧」に記載のとおりでございます。

会議次第

千葉県屋外広告物審議会委員名簿

会場図

議案一覧表（議案第1号から第3号）

議案参考資料1～4

千葉県行政組織条例（抜粋）

千葉県屋外広告物審議会運営要綱

千葉県屋外広告物審議会に係る非公開案件の基準

千葉県屋外広告物審議会傍聴要領

千葉県屋外広告物条例（抜粋）

屋外広告物のしおり

成田新高速鉄道（パンフレット）

北千葉道路（パンフレット）

以上でございます。

資料は全てお揃いでしょうか。よろしいでしょうか。

2 委員紹介

司 会 それでは初めに、本年5月に委員の改選がありましたので、委員の皆様の
御紹介をさせていただきたいと存じます。

お手元にお配りしてあります委員名簿の順に、御紹介させていただきます
ので、お名前をお呼びいたしましたら御起立くださいますようお願いいたし
ます。

千葉大学大学院工学研究科教授

北原 理雄 様

日本女子大学家政学部准教授

篠原 聡子 様

千葉工業大学工学部教授

橋本 都子 様

におかれましては、本日所用により、欠席されております。

千葉県消費者団体連絡協議会監査役

沼澤 説子 様

東日本電信電話株式会社千葉支店長

加賀谷 卓 様

におかれましては、本日所用により、欠席されております。

関東地方整備局千葉国道事務所長 におかれましては所用のため、本日は管理第一課 が代理として出席されております。	前田 陽一 様 上野 栄 様
千葉県警察本部生活安全部長 におかれましては所用のため、本日は生活経済課管理官 が代理として出席されております。	坂口 富康 様 横山 伸夫 様
千葉広告協会事務局長株式会社電通東日本千葉支社長 千葉県屋外広告美術協同組合副理事長 以上の皆様でございます。 御協力ありがとうございました。	鴨藤 和彦 様 岩木 健一 様

3 挨拶

司 会 ここで、会議の開催にあたりまして、黒澤まちづくり担当部長から、御挨拶を申し上げます。

黒澤部長 まちづくり担当部長の黒澤でございます。

本日は、お忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、本県行政の推進に、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

県では、昨年4月に「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」を施行し、貴重な地域の財産である良好な景観を守り、育てていくという理念のもとに、景観行政の推進に取り組んでいるところでございます。

また、屋外広告物につきましても、良好な市街地景観を形成する重要な要素であることから、引き続き景観行政と連携のもと推進を図ってまいりたいと考えております。

本日、ご審議いただきます議案は、来年夏の開業を目指しております成田新高速鉄道沿線の屋外広告物の規制誘導についてでございます。

本年3月に開催いたしました審議会におきまして中間報告をさせていただいたところでございますが、その後、地元説明会やパブリックコメント等の意見を踏まえまして、禁止地域等の指定など3議案について、諮問をさせていただいたところでございます。

後ほど、事務局から詳細なご説明をさせていただきますが、委員の皆様の御意見を賜りたいと考えております。

今後とも、県民や業界団体の方々とも連携し、美しいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御指導の程よろしくお願い申し上げます。

4 事務局職員紹介

司 会 続きまして、当審議会の事務局であります県の職員を御紹介いたします。まちづくり担当部長の黒澤でございます。

公園緑地課長の白井でございます。

公園緑地課景観づくり推進室長の岡本でございます。

申し遅れましたが、本日の司会進行を務めさせていただいております、私は、同じく公園緑地課副課長の渡辺と申します。

以上、事務局職員でございますので、よろしくお願いいたします。

5 協議事項

(1) 定足数の報告

- 司 会 それでは、会議次第に沿いまして「5 協議事項」に移らせていただきます。
千葉県行政組織条例第32条第1項の規定によりまして、審議会の「会議については、会長が会議の議長になる」旨が定められており、本来ですとここからは会長が議長となり運営することとなっております。
しかし、今回は改選後、初めての会議の開催ということで、会長が決まっておりますので、会長の決定まで、事務局の方で進めさせていただきたいと存じますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

- 司 会 ありがとうございます。
それでは、まず、事務局より、定足数の御報告をさせていただきます。
千葉県行政組織条例第32条第2項の規定により審議会の「会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない」とされておりまして。
本日、委員総数9名のうち、橋本委員、加賀谷委員の2名の方につきましては所用で欠席されておりますが、出席委員数は半数を超える7名の方が出席されておりますので、本日の会議は、成立しておりますことを御報告させていただきます。

(2) 会長選任

- 司 会 続きまして、「会長の選任」に移らせていただきます。
千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により「会長は、委員の互選によってこれを定める」とされておりまして。
そこで、会長の選任につきまして委員の皆様にお諮りいたします。
いかがでございましょうか。
- 篠原委員 北原委員におかれましては、都市景観、都市デザインを専門に研究されており、また、前回もこの屋外広告物審議会の会長を務められておられます。北原委員に引き続き会長をお願いしてみたいとはいかがでしょうか。
- 司 会 ただ今、北原委員に会長をお願いしたいとの御発言がございましたが、他の委員の皆様よろしいでしょうか

(「異議なし」の声)

司 会 それでは、御異議がないようですので、北原委員を当審議会の会長に選任させていただきます。

では、この後の運営につきましては、北原会長にお願いすることといたします。

御協力、ありがとうございました。

北原会長におかれましては、議長席にお移りいただきますようお願いいたします。

(北原会長 議長席に移動)

司 会 それでは、北原会長、よろしく願いいたします。

北原会長 御指名をいただきました北原です。

千葉県屋外広告物審議会の会長をお引き受けさせていただきます。

本日の会議では、成田新高速鉄道沿線の屋外広告物の禁止地域の指定と景観保全型広告整備地区の指定などについて審議いただくこととなっております。

空港から都心に新しい鉄道が通じるわけですが、印旛沼の捷水路周辺は広々とした水面、田園と里山が広がる美しい地域であり、羽田にはない美しい風景が広がっていますが、成田にお見えになった世界の観光客が最初に目にする日本の風景です。

委員の皆さんのお力をお借りしながら、周辺の景観と調和した世界に誇れるような広告物の誘導をしていきたいと考えております。

御協力の程をよろしく願いいたします。

では、ここからは、私が議長を務めさせていただきます。

初めに、千葉県行政組織条例第30条第4項の規定により「副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。」とされております。

そこで、この際、会長の職務代理者を定めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

北原会長 それでは、会長の職務代理者として篠原委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

北原会長 それでは、篠原委員よろしく願いいたします。

(3) 議事録署名人の指名

北原会長 次に、議事録署名人の指名に移らせていただきます。

この議事録署名人につきましては、運営要綱第5条により、会長が2名を指名することになっています。

今回は沼澤委員と鴨藤委員の2名をお願いいたします。

(4) 会議の非公開について

北原会長 次に、会議の非公開について協議いたします。

事務局いかがでしょうか。

事務局 事務局で本日の会議資料につきまして、事前に精査いたしましたところ、非公開事由に該当する部分はございませんでした。

北原会長 非公開とする部分はなさそうですね、全て公開するというところで、他の委員の皆さんいかがでしょうか。

(「公開として結構です」、「異議なし」の声)

北原会長 では、本日の会議の内容は全て公開とさせていただきます。

本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。

事務局 本日は、傍聴者はありません。

北原会長 撮影を希望される報道関係の方はいらっしゃいますか。ないようですね。

6 議 事

北原会長 それでは、議事に移らせていただきます。

本日御審議いただく議案は3件です。

第1号議案から第3号議案は成田新高速鉄道沿線の規制に関する議題です。一括して事務局に説明をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

北原会長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 今回説明する内容は、前回の3月の審議会で説明した内容と同様ですが、委員の方もお変わりになっておりますので、改めて説明させていただきます。

まず、本題に入る前に、県の屋外広告物の規制の枠組みを説明したいと思います。屋外広告物法で、基本的な屋外広告物の定義とか規制とかの基本的な枠組みを示していますが、それらの具体的な内容は県の条例にゆだねられています。

千葉県では、屋外広告物を設置する際に許可を要する地域を、許可地域と禁止地域に区分しています。許可地域は、都市計画法に定められている都市計画区域、千葉県内では房州の一部を除いて50市町村、面積にして36万

ヘクタール、県土の約70%がカバーされています。そのうち、特に良好な住環境が求められる低層住宅地や道路、鉄道の沿線のうち特に沿線景観の保全が求められる区間について、許可地域よりも制限の厳しい禁止地域として指定しています。禁止地域は、だいたい3万ヘクタールとなります。

許可地域と禁止地域の制限の大きな違いを簡単に申し上げますと、禁止地域では道路沿いのいわゆる野立広告が設置できなくなります。また、コンビニの広告塔やショッピングセンターへの道案内の看板などの高さや大きさや面積が小さいものしかできなくなることで、

次に、成田新高速鉄道の沿線の状況について説明します。

成田新高速鉄道は、上野から千葉ニュータウンの中を通過して成田空港まで延ばすもので、印旛日本医大前駅から土屋地区までは北総線の鉄道を新設し、ここから先は、高架部分に線路を新設をします。開通後は、京成スカイライナーが36分で空港と都心を結びます。

成田新高速鉄道の正式な路線名称は、鉄道事業許可の関係から、土屋地区を境に「成田高速鉄道アクセス線」と「成田高速鉄道線」に分かれています。

また、鉄道に沿って北千葉道路の事業が進められていますが、県、国と事業区分を分けて工事を進めておりまして、完成時期は平成20年代半ばと聞いております。

次に、沿線の状況ですが、千葉ニュータウンから印旛沼を経て成田ニュータウンのあたりまでは田園が広がる中を鉄道が高架構造で渡っていきます。

土屋地区は、商業地が形成されております。ここから鉄道は既設の高架線を使いJRと平行して走ります。

それより空港方は、里山と谷津田が入り組んでいます。鉄道はトンネルや掘割の区間も増えて、空港の手前から地下にもぐります。北千葉道路は途中から新空港自動車道の方へ南下して行きます。

このように、成田新高速鉄道沿線は田園と里山の広がる美しい地域であり、来日した方々が最初に目にする日本の風景で、いわば日本の第1印象ともなる地域です。

今回の規制は、鉄道や道路が整備されますと、他の地域と同様に、これまで以上に広告物の設置が見込まれることから、地元、成田市、印旛村とも連携して周辺景観に調和した広告物への誘導を図ろうとするものです。

なお、この地域の現在の規制状況は、大半が許可地域ですが、成田ニュータウンの低層住宅地、京成成田線沿線の印旛沼を望む区間、高速道路、国道295号、県道成田安食線バイパスの沿道、空港の周囲等が禁止地域となっています。

それでは、議案について説明します。

議案書を併せて御覧ください。

まず、第1号議案は千葉県屋外広告物条例第4条第10号の規定による、禁止地域等の指定についてです。

指定の内容は印旛日本医大前駅の先にある若萩トンネルを出たところから空港手前の取香トンネルに入るまでの約17kmの区間の鉄道敷と鉄道から片側幅500m以内のうち市街化調整区域で、かつ、鉄道から展望でき

る区域を新たに禁止地域に指定するものです。

ちなみに、この区域にある市街化区域は印旛村では吉高地区の区画整理事業予定地、成田市では成田ニュータウン及び土屋地区の市街地です。

なお、告示では正式な路線名を使用して記載するため、このような表現となります。

また、指定理由は記載のとおりです。

第2号議案は、千葉県屋外広告物条例第6条の3第1項の規定による、「景観保全型広告整備地区の指定について」です。「景観保全型広告整備地区」とは、良好な景観を保全するため広告物の整備を図ることが特に必要と認められる区域を知事が指定するものでございます。千葉県では3例目でございます、一つは成田の高速自動車道で成田インターから空港までの両側、もう一つは我孫子市の手賀沼周辺の都市計画道路があります。

具体的には、広告物の大きさ等に加え色彩やデザイン等に関する事項を努力義務として規定し、周辺景観と調和した良質な広告物への誘導を図ろうとするものです。今回指定する区間と幅は禁止地域と同様ですが、土屋地区などの市街化区域も「景観保全型広告整備地区」の対象区域に含めることとします。また、指定理由は記載のとおりです。

第3号議案は同条第2項の規定により、「景観保全型広告整備地区における広告物等の表示及び設置に関する基本方針の策定」について定めるものです。

「地区の名称」は記載のとおりです。「広告物の表示及び設置に関する基本方針」は、自然環境と調和した広告物等の誘導と、景観に配慮した広告物の誘導によるまちづくりの推進の2項目です。

それから、広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項は、共通基準として派手な色使いあるいは光の点滅する看板等を制限しています。

また、個別基準として建物に表示・設置するものについては、デザインの統一に加え、市街化調整区域内での屋上への広告物の設置を制限することと独立広告物の高さを5m以下とすることなど求めています。

なお、これら制限は列車の窓からすぐ近くに広告物が見えないようにすることを念頭に置いています。

また、道標、案内板については、眺望を妨げないような設置やデザイン等に配慮を求めています。なお、定める理由は記載のとおりです。

以上が、議案についての説明でございます。

次に、これらの案についてのパブリックコメントの結果について御説明いたします。資料2を御覧ください。8月3日から1ヶ月の意見募集をしたところ、3名の方から、延べ13項目の御意見がありました。内訳につきましては記載のとおりでございます。

御意見の概要等については後ほど御説明しますが、これらを踏まえて案を修正した事項はありません。

それでは資料に沿って御説明します。

まず、屋外広告物及び県条例に関する御意見ですが、1つ目は、整然と設

置された看板は景観上問題ないのではないかと、2つ目は、看板は文化であり有効活用すべきではないかと、3つ目は、看板は小さく低いもののほうが良いという見方だけでよいのか、との趣旨の御意見です。

良好な景観の形成のためにも地域に即した規制誘導は必要であると考えており、看板の持つ文化的側面を否定しているものではありません。

また、一般的には高く大きいもののほうが周囲に与える影響は大きいのではないかと考えています。

次に、禁止地域等に関する意見ですが、1番目は、指定する区間や幅が広すぎるのではないかと、との御意見です。

自然景観との調和や国際的な視点から、千葉ニュータウンから空港までの区間を指定することが適切であると考えています。また、幅についても東関東や空港周辺での指定実績や距離が離れば看板の存在感が薄れることなどを考慮して片側500mずつとしたものです。

2番目、3番目は、成田市土屋地区を禁止地域にしないのはなぜか、また、沿線で昔から商売している人たちにも配慮すべきではないかと、との御意見です。

土屋地区はすでに賑わいのある商業地となっているので、現行の「許可地域」の規制に「景観保全型」の指定をかぶせて、デザインや色彩等を誘導する方がふさわしいと考えています。

また、禁止地域に指定した場合にも、自家用広告物や道案内の看板を設置することはできます。

4番目は、沿線にはあまり看板はないのだからもっと時間をかけて検討すべきではないかと、との御意見です。

開業後は運行本数が増え、広告物の立地の増加が見込まれることから、開業前から規制誘導して行きたいと考えています。

5番目は、沿線地域の生活者の利便性などを考えた場合、家屋等の陰になり鉄道から広告物が見えない場所は禁止区域から外すべきではないかと、との御意見です。

「展望できる区域」の定義に係る問題ですが、国土交通省から、家屋等の人為的な障害物により広告物が見えなくなる場所は「展望できる区域に含まれる」との見解が示されており、県も従来からこれにより運用しています。したがって、トンネルや掘割の区間や山の陰がけになって鉄道から見えない区域以外はすべて「展望できる区域」として運用していくことになります。

また、禁止地域であっても自家用広告物や案内看板等は設置できますので、沿線生活者に過度の制限を加えるものではないと考えています。

6番目は、違法広告物への指導は許可地域のままだでもできるのではないかと、との御意見です。

違反広告物の是正は今後も引き続き行ってまいります。今回の規制は沿線の景観保全を主な目的としています。

7番目は、こうした規制が今後広がっていけば、経済活動を過度に制限することにつながるのでは、との御意見です。

今回の規制の内容は、印旛・成田地域の状況を踏まえて検討したもので、

全県的な共通基準となるものではありませんので、今回の規制が直ちに経済活動を過度に制限することにつながるとは考えていません。

なお、屋外広告物の規制誘導は地域の状況に応じて、ふさわしい方策を検討することが大切であると考えています。

8番目には、国際性の視点からは、むしろ「広告物活用地区」に指定して日本をアピールするほうが効果的ではないか、との御意見です。

この地域は豊かな自然に恵まれた地域であることから、広告物の活用による賑わいの形成よりも「禁止地域」と「景観保全型」のセットによる景観との調和の方がふさわしいと考えています。

最後に、景観保全型に係る御意見として2件ありました。

1つ目は、運用基準を明確して現地の実情を踏まえた事務を行ってほしい、との御意見です。

地元市・村と調整して運用基準を作成いたしました。基準案については後ほど御説明したいと思っております。

2番目は、禁止地域の8番目の御意見と同趣旨です。

以上がパブリックコメントでいただいた御意見とその対応です。

最後に、運用基準について主な項目について説明します。

資料の3を御覧ください。まず、景観との調和のため、色、デザイン、素材等に配慮するとともに、使用する色については原色を控えること及び表示部分の半分以上の部分についての彩度をマンセル値を8以下とすることを求めています。

マンセル値とは、JIS規格による色の分類方法で、色彩の基準を示す場合に一般的に使用されているものです。色を赤とか青とかという色相、明るさを示す明度、鮮やかさを示す彩度の3要素に分け、それぞれを数値化して色を区分します。

鮮やかさを示す彩度は、無彩色の黒を0として、色が鮮やかになるほど数値が大きくなります。最も高い彩度は色により異なりますが、赤や黄色の原色はマンセル値14、緑の原色は10となります。

シンプルな表示やデザインの統一に係る配慮項目は文字数、素材、色相としました。

それから、案内看板等については、展望を妨げないよう広告物の相互間距離を5m以上離すこととしました。

また、申請をいただく時に、景観のどんなところに配慮したかを書き添えていただくことをお願いしようとするものです。

議案の説明は以上でございます。

北原会長 ただいま、第1号議案から第3号議案まで説明が終わりましたが、御意見、御質問等はございませんか。

岩木委員 資料2の3ページの8番に広告物活用地区とありますが、これに関連しまして当該案件ではないですが、一般論として広告物活用地区の指定について規制緩和という意味で今後の状況について伺いたい。

事務局 お手元の資料の屋外広告物条例抜粋の4ページをご覧ください。第6条の2に広告物活用地区とありますが、広告物が活気ある街の形成に重要な役割

を果たすものと認められる区域を選定して指定できるとあります。千葉県内ではまだ事例はありませんが、全国的にはいくつか事例がありまして、有名なのは「札幌のすすきの」でございます。規制緩和で広告物を大きなものになることになっております。関東近県では群馬県の高崎駅の周りが広告を活用した地域のにぎわいということで指定した事例がございます。県としても、広告物を活用した街の活性化につなげたいとの地元の市町村からの申請が具体的にあれば積極的に対応していきたいと考えております。

また、最近、エリアマネジメントという考え方がございまして、広告物を活用した街の景観向上あるいは賑わいを創出したいとの考え方もございます。全国的にテストケースとして、東京の丸の内です。バナー広告を立てるなどの例があります。道路の占用基準が国の通達で緩和されていることから、そういった場面が恒常的になってくれば広告物活用地区の指定も考えられるかと思っておりますが、具体的に地元市町村からそういった話はきておりません。

北原会長 それでは、他に御質問、御意見はいかがでしょうか。

この議案については、前回の審議会では説明していただき、かなり御意見をいただいて、県のほうではパブリックコメントの御意見についても十分に考慮していただいております。特にならなければ質疑を終結いたします。

北原会長 これより、採決を行います。

採決は、1議案ずつ行います。

初めに、第1号議案「成田新高速鉄道の一部区間における禁止地域等の指定について」採決いたします。

第1号議案を原案どおり可決することに、「賛成」の委員は、挙手をお願いいたします。

(挙手確認)

北原会長 挙手、全員です。よって、千葉県行政組織条例第32条第3項の規定により、第1号議案は、原案どおり可決することに決定しました。

北原会長 次に、第2号議案「成田新高速鉄道の一部区間における景観保全型広告整備地区の指定について」採決いたします。

第2号議案を原案どおり可決することに、賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(挙手確認)

北原会長 挙手、全員です。

よって、千葉県行政組織条例第32条第3項の規定により、第2号議案は、原案どおり可決することに決定しました。

北原会長 次に、第3号議案「景観保全型広告整備地区における広告物等の表示及び設置に関する基本方針の策定について」採決いたします。

第3号議案を原案どおり可決することに、賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

たします。

(挙手確認)

北原会長 挙手、全員です。

よって、千葉県行政組織条例第32条第3項の規定により、第3号議案は、原案どおり可決することに決定しました。

北原会長 それでは、本日の議案3件につきましては、異議なしということで答申することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

北原会長 ありがとうございます。

それでは、知事に答申させていただきます。

成田新高速鉄道の開通も1年以内と間近にせまっております。世界からのお客さんをお迎えする玄関口の景観を豊に保全し、また磨きをかけていくということで今日の決定が役にたてばと願っております。

また、岩木委員から、広告物活用地区の御質問がございましたが、県が広告物活用地区のことを発議するのは難しそうですが、市町村から街の活性化のためにやりたいという話がありましたら、また、ここで議論をする機会があると思います。

質の良い広告で街を彩ることは大切なことだと思いますので、県からも可能性のある自治体には働きかけをお願いしたい。

以上をもちまして本日の議事は終了いたします。

会議の進行に御協力いただきましてありがとうございました。

司 会 北原会長、委員の皆様、お疲れ様でございました。

7 そ の 他

司 会 事務局からその他として何かありますか。

事務局 今後の予定について御説明いたします。まず、施行の時期ですが、県報による告示を12月末までに行います。それから、約1ヶ月の周知期間をおき、平成22年2月1日から施行したいと考えています。

周知方法については、県や市・村のホームページへの掲載、成田市、印旛村の1月1日号の広報に掲載することで調整しております。また、お手元に配布した資料4のパンフレット、まだ原案の段階ですがの地元町内会への回覧と関係機関への配布等を予定しています。

8 閉 会

司 会 それでは、これもちまして、「第34回千葉県屋外広告物審議会」を閉会いたします。委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。